

「令和4年度 託麻プレミアム付き商品券」取扱店一覧（利用できるお店）

地区別 / 令和5年1月6日時点【第5版】

※ 取扱店に追加等があった場合は「商工会ホームページ」にてお知らせします

Table with columns: NO, 取扱店名, TEL, 主な商品・サービスのPR. Includes sections for (石原・神楽・弓削町・鹿嶋瀬町), (小山), (戸島), (長嶺南), (長嶺東), (長嶺西).

Table with columns: NO, 取扱店名, TEL, 主な商品・サービスのPR. Includes sections for (柳領), (八反田), (上南部・下南部), (西原・新南部・保田窪), (栲山・月出・三郎・新外), (その他).

Table with columns: NO, 取扱店名. Section: (ゆめタウン サンビアン 専門店)

● 商品券の利用期間は、令和4年12月1日(木)～令和5年1月15日(日)です。
● ご利用の際は、店頭のパスターやのぼり旗を目印にしてください。
● ご利用できない商品等もありますので、ご注意ください。
【ご使用にあたって】
1.この商品券は「託麻プレミアム付き商品券」取扱店の商品・役務のみに使用できます。
2.①現金性の高いもの（金券・ギフト券・図書カード・文具券・ギフト券の類を除く）
②国・地方公共団体への支払いや公共料金の支払い
③公務員に反するもの
④たばこ
⑤取扱店自らの事業取引（準拠し入れ）にかかる費用
⑥電子マネーへのチャージ
⑦医療費、調剤費及び介護保険サービス料等
⑧その他、原本が商品券の取扱いと認めていないもの
などは、使用できません。
3.この商品券は現金とお引換及び払い戻しできません。
また「お釣り」は出ません。
4.この商品券に発行印・番号のないものは無効です。
5.この商品券の盗難、紛失又は滅失等及び期限切れ利用について、発行者はその責めを負いません。
6.この商品券の発行の事業実施は、以下の3団体が、「熊本市託麻商工会」「託麻西南商業会」「託麻北商業会」